

各務原市児童生徒に係る学校給食費取扱要領

(令和4年2月9日決裁)

(趣旨)

第1条 この要項は、学校給食を受ける児童又は生徒に係る学校給食費の取扱いについて、各務原市学校給食費に関する条例（令和4年条例第10号。以下「条例」という。）及び各務原市学校給食費に関する条例施行規則（令和4年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(保護者に準ずる者)

第2条 条例第2条第3号に規定する保護者に準ずる者は、次に掲げる者とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者

(2) その他保護者に準ずる者として市長が認める者

(学校給食の中止)

第3条 気象警報の発令が予想される場合における規則第3条第2項の規定による学校給食の中止は、その前日の午前10時までに教育委員会が決定するものとする。

(学校給食の申込みの変更)

第4条 規則第4条第3項に規定する申込書の記載内容の変更が申込区分の変更である場合において、変更の対象となる日は、同項の届出を受理した日の2日後（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（以下「休日等」という。）を除く。）以後の日とする。

(食物アレルギーの申出)

第5条 規則第4条第4項の規定による申出は、教育委員会が定める食物アレルギー等給食対応の手順に基づき、食物アレルギー等給食対応に係る申請書（以下「食物アレルギー等申請書」という。）その他必要な書類を校長に提出することにより行うものとする。

(牛乳1本当当たりの単価に相当する額)

第6条 規則第5条第2項及び第3項に規定する牛乳1本当当たりの単価に相当する額は、その年度に市が決めた牛乳1本当当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(学校給食費の額の変更)

第7条 食物アレルギー等のやむを得ない理由により学校給食のうち牛乳の提供を受

けることができなくなった場合において規則第5条第1項に定める額から牛乳1本当たりの単価に相当する額を減じて得た額とする日は、食物アレルギー等申請書を受理した日の2日後（休日等を除く。）以後の日とする。

（年度の途中から学校給食を開始する場合等の納付期限及び納付額）

第8条 条例第5条第2項の規定に該当する場合の納付期限及び納付額は、次の表のとおりとする。

区分	納付期限	納付額等
年度の途中において学校給食の提供を受けることとなった場合	学校給食の提供を受けることとなった日の属する月（この表において「開始月」という。）の翌月の末日（開始月が7月の場合は9月末日、3月の場合は、同月末日）	開始月に喫食した分及び開始月の翌月分（規則別表に定める額）を合算した額
年度の途中において学校給食の提供を受けなかった場合	学校給食の提供を受けなくなった日の属する月（この表において「終了月」という。）の翌月の末日（終了月が7月の場合は9月末日、3月の場合は、同月末日）	納付すべき総額から、最初の納期から終了月の納期までの納付額の合計を差し引いた額

備考

- 1 この表において納付期限の日が休日等に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日等でない日とする。
- 2 この表において学校給食の提供を受けなくなった日は、規則第4条3項の規定による届出を受理した日の2日後（休日等を除く。）以後の日とする。

（学校給食費の調整）

第9条 規則第6条第2項第1号の規定による学校給食費の調整は、主食のうちパン、米飯及び麺（個包装）が喫食できない場合に行うこととし、それぞれ当該年度に市が決めた1食当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）にその年度の実施日（規則第3条第1項に規定する学校給食を実施する日をいう。次項において同じ。）のうちそれぞれ喫食できない日数を乗じて得た額を、学校給食費の年額（規則別表に規定する給食費の年額をいう。同項において同じ。）から減ずるものとし、納付期限が最も遅い期別から順に減ずるものとする。この場合において、調整の対象となる日は、食物アレルギー等申請書を受理した日の2日後（休日等を除く）以後の日とす

る。

- 2 規則第6条第2項第2号に規定する連続する5日以上の起算日は、規則第6条第3項の規定による届出を受理した日の2日後（休日等を除く）以後の日とする。
- 3 規則第6条第2項第3号に規定する学校給食費の調整の対象となる日は、学校給食を実施しないことを決定した日（休日等にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日等でない日）の2日後（休日等を除く）以後の日とする。
- 4 規則第6条第2項第2号から第4号までの規定による学校給食費の調整は、規則第5条各項に規定する額に、その年度の実施日のうち調整の対象となる日数を乗じて得た額を学校給食費の年額から減ずるものとし、納付期限が最も遅い期別から順に減ずるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日決裁）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。